

国保

交通事故のときも 国保へ届け出を

交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険で治療が受けられます。

必ず届け出を

国民健康保険で治療を受ける場合、国民健康保険への「第三者行為による傷病届」が必要です。この届け出がないと、国民健康保険が使えないことがありますので、交通事故にあつたら警察に届け、事故証明書（自動車安全運転センター）をもらうと同時に、役場町民課保険医療係へも必ず届け出をしましょう。

医療費負担は、加害者の義務

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担すべきものです。したがって国民健康保険で治療を受けると、国民健康保険は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

示談は慎重に

役場町民課保険医療係に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませてしまうと、国民健康保険で治療が受けられない場合があります。

示談を結ぶ前に、必ず役場町民課保険医療係へご相談ください。

※老人保健も同様の手続が必要です。
お問合せ先
役場町民課保険医療係

☎ 985-41107

税

税に関する 高校生の作文募集

国税庁では、税の意義や役割について考えたり、関心を持ってもらうために、学校や日常の中から学んだり経験したりしたことをテーマにした作文を、次代を担う高校生の皆さんから募集します。

作文の募集要項

応募資格

高校生であればどなたでも

応募ができます。

テーマ

税に関するものであれば何でも結構です。次のような例示を参考にしてください。

○税や税務署についての意見。

○税について学習したことに対する意見や感想。

○税務署や公共施設などを見学した時の体験や印象。

○税について家族の体験談やまわりの人の話を聞いて、自分が考えたこと。

応募点数

1人1編

(3,000文字以内)

記載事項

冒頭に作文のテーマ、氏名、学校名、学年、末尾に応募者の住所、学校の所在地

締切 9月7日（金）

表彰

応募者全員に参加賞を贈るほか、優秀作品には、賞状と記念品を贈呈。

応募先

松山税務署

〒790-0808

松山市若草町4-3

お問合せ先

松山税務署税務広報官

☎ 941-9121

年金

毎年1回 誕生日には 受給権者現況届

大切な届け出です 忘れずに

忘れずに

現況届は、毎年1回、誕生日の月に提出していただくもので、誕生月の初めごろに東京の社会保険業務センターより、直接ご自宅にお送りしています。届きましたら、必要事項を記入のうえ、誕生月の末までに東京の社会保険業務センターにお送りください。

期限に遅れたり、提出を忘れると、支払いが止まることもあります。忘れずに、必ず提出してください。

なお、届書を汚したり紛失した時や、転居などで用紙が届かなかつた時は、社会保険事務所や役場に予備の用紙がありますので、お尋ねください。

また、診断書を同時に提出しなければならぬ方は、診断書用紙を併せてお送りしますので、医師に記入してもらい、一緒に提出してください。

福祉年金を 受けている方へ 8月は国民年金証書の 提出月です

老齢福祉年金を受けている方は、毎年8月、国民年金証書を役場に提出することになっています。

前年の所得により、今後1年間の年金支給額の審査・決定を行います。12月期と4月期の年金額を記入する必要があるため、必ず、8月期の年金を受け取ったら、国民年金証書を提出してください。

提出が遅れたり、忘れたりすると、12月期の年金の受取りが遅れる場合もありますので、期限内に、必ず提出してください。

また、他の公的年金を受給している方で、その年金の改定通知書が届いてまだ提出していない方は、併せて提出をお願いします。

お問合せ先

役場町民課年金係

☎ 985-41106